

6. 交通に関わる支援は

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

普通自動車運転免許の取得に要する費用のうち、2/3（上限 10 万円）を補助します。

対 象 者 身体障害者手帳所持者（視覚障害を除く）

必 要 な 物

- ・運転免許証
- ・支払った金額のわかる書類（領収書等）
- ・支払った経費の内訳がわかる書類（「運転免許取得に関する金額証明書」「運転免許取得実績証明書」など、教習所発行の証明書）
- ・身体障害者手帳

注 意 事 項

- ・免許取得後6か月を超えてしまうと、申請ができなくなります。
- ・普通自動車免許の取得時に限る。
（大型免許・二輪免許等の取得時は該当しません）
- ・免許取得後、身体障害者となり臨時適性検査により免許の更新をする際は対象外。

問 合 先 福祉課 障害者福祉担当（本庁） 電話 65-2113
FAX 56-0112

身体障害者用自動車改造費助成事業

上肢・下肢・体幹機能障害のある方が就労等にともない自ら所有し、運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用のうち 10 万円を限度として補助します。

所得制限があります。

また、改造費の支給を受けるためには必ず事前の申請が必要になりますので、既に改造が完了しているものに関しては、支給の対象となりません。

対 象 者 身体障害者手帳所持者（上肢・下肢・体幹機能障害）で、運転免許証に障害に係する「免許の条件」が記載されている方

申 請 方 法 ・事前申請

必 要 な 物

- ・施工業者の見積書原本（改造の箇所及び経費がわかるもの）
- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証（原本で「免許の条件」が記載されているもの）
- ・改造内容の確認できるカタログ又はパンフレット（コピー可）

問 合 先 福祉課 障害者福祉担当（本庁） 電話 65-2113
FAX 56-0112

駐車禁止等除外指定車標章の交付

警察署に申請し公安委員会から標章の交付を受けた方は、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されて駐車することができます。

対 象 者

身体障害者

- ・体幹、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓障害 1 級から 3 級
- ・聴覚障害 2 級又は 3 級
- ・平衡機能障害 3 級
- ・視覚、下肢、心臓、呼吸器、免疫障害 1 級から 4 級の一部
- ・上肢障害 1 級、2 級の一部
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
上肢機能 1 級、2 級（障害が一上肢のみの場合は除く）
移動機能 1 級、2 級 3 級、4 級の一部

知的障害者 A 判定

精神障害者 1 級

必 要 な 物



- ・ 障害者手帳（原本）及びその写し
- ・ 印鑑（身体障害者本人が申請する場合は省略できます）
- ・ 障害者の代理人（親族）が申請する場合は、障害者との関係を証明する書類等
- ・ 指定医の「意見書」「診断書」等（視覚 4 級の 2、運動機能《移動》3 級・4 級、心臓、呼吸器、免疫 4 級で新規申請の方、その他指定医が歩行困難であるため社会での日常生活活動が著しく制限されると認めた方）

問 合 先

西尾警察署交通課

電話 57-0110
(内線 418)

コミュニティバス

障害者手帳をお持ちの方は、降車時に手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」(P55) を提示すれば、「六万石くるりんバス」の運賃(200 円)が無料になります。また、手帳所持者の付添人(1 名まで)も、降車するときに運転手に申し出ると運賃が無料となります。

対 象 者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
各手帳所持者の付添人(1 名まで)

問 合 先

地域つながり課(本庁)

電話 65-2107

福祉タクシーチケットの交付

電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者に福祉タクシーチケットを交付します。

対 象 者

- ・ 身体障害者手帳1～3級所持者
- ・ 療育手帳A・B判定所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

※但し、自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免を受けていない方

助 成 額

- ・ タクシーチケットは1枚につき上限500円で、1回の乗車につき最大4枚まで利用できます。

交 付 枚 数

- ・ 申請月から年度末まで1か月あたり4枚の割合で交付します。

追 加 交 付

- ・ 週2回以上の定期的な通院(人工透析等)をしており、令和7年度末まで継続的な通院が必要であると医師から診断を受けた場合は、1か月あたり4枚の割合で追加交付します。

必 要 な も の

- ・ 障害者手帳
- ・ 所定の通院報告書(追加交付申請時)

そ の 他

- ・ 申請月分から年度末分まで(年度毎)の支給となります。
- ・ チケットの有効期間は、交付時から翌年3月31日まで、年度を超えての利用はできません。
- ・ 利用できるタクシーは、市と契約している業者に限ります。
- ・ 利用時は必ず障害者手帳の提示が必要です。
- ・ 利用限度枚数以内の場合、端数においてもチケットの利用は可能ですが、おつりは出ません。
- ・ 利用限度枚数を超える部分は、現金等でお支払いください。
- ・ 他市からの転入者でも、チケットの申請は可能です。(他市のチケットがまだ残っている方は、他市へ返還してください。)
- ・ チケットは毎年度ごとに申請する必要があります。次年度分の申請開始日は、前年度の3月1日(土日祝日の場合はそれ以降の平日)です。

問 合 先

福祉課 障害者福祉担当(本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

交通機関等の割引

公共交通機関の割引制度

障害者手帳をお持ちの方について、障害者手帳に記載された「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄の区分（第1種又は第2種）や、障害等級に応じて運賃の割引を受けられます。詳しくは各交通機関に直接お問い合わせください。

交通機関	手帳の区分		割引の内容		割引率
ＪＲ各社の鉄道・バス・船等	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	第１種	普通乗車券	障害者が単独で片道 100km を超える乗車をするとき（東は焼津、西は米原くらい）	５割
				障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）５割
			定期券（小児定期乗車券を除く）	障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）５割
		回数券・普通急行券	障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）５割	
	第２種	普通乗車券	障害者が単独で片道 100km を超える乗車をするとき（東は焼津、西は米原くらい）	５割	
		定期券（小児定期乗車券を除く）	12 歳未満の障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）５割	
	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます 〈問合先〉ＪＲ各社				
私鉄 （名鉄・近鉄等）	ＪＲの割引制度に準じて運賃割引の制度があります 〈問合先〉私鉄各社				
名古屋市営地下鉄・バス あおなみ線	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（本人の写真が張り付けられたものに限り）の交付を受けている方 ・大人 小児料金と同じ ・小児 小児料金の半額 ※介助者も対象（条件があります） 〈問合先〉名古屋市交通局・名古屋臨海高速鉄道株式会社				
リニモ	第１種（身体障害者手帳・療育手帳）	普通乗車券・回数乗車券	障害者が介護者とともに乗車するとき（介護者とも）５割		
	精神障害者保健福祉手帳（写真付き）１級所持者				

リニモ	第1種(身体障害者手帳・療育手帳)		定期乗車券	障害者が介護者とともに乗車するとき (介護者とも) 5割	
	精神障害者保健福祉手帳(写真付き)1級所持者				
	第2種(12歳未満、身体障害者手帳・療育手帳)				
〈問合先〉愛知高速交通株式会社					
飛行機 (国内線のみ)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付がある満12歳以上の本人及び介護者 <u>※一部の航空会社で割引の対象とならない場合がありますので事前に航空会社や指定代理店にご確認ください</u> 割引率は、航空会社・路線により異なります				
タクシー	障害者手帳の呈示により、料金の1割が割引となる場合があります 〈問合先〉各タクシー会社				
西尾市渡船	普通乗船券	身体障害者手帳 療育手帳	第1種	障害者が乗船をするとき ※介護者も対象となります ※障害の内容によって、通訳・介助員も対象となります。詳しくは佐久島振興課までお問い合わせください	大人(中学生以上)5割 小児(小学生以下)10割 ※介護者または通訳・介助員5割
		精神障害者 保健福祉手帳	1級	障害者が乗船をするとき ※介護者も対象となります	大人(中学生以上)5割 小児(小学生以下)10割 ※介護者5割
		身体障害者手帳 療育手帳	第1種	障害者が乗船をするとき	大人(中学生以上)5割 小児(小学生以下)10割
		精神障害者 保健福祉手帳	2級・3級		
	障害者手帳の代わりに障害者手帳アプリ「ミライロID」(P55)の呈示も可能です 〈問合先〉西尾市役所 佐久島振興課 電話 72-9607				

有料道路通行料金割引

通勤・通学・通院等の日常生活において、身体障害者が自ら自動車を運転して有料道路を利用する場合、又は第1種身体障害者もしくは第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転して有料道路を利用する場合に、ETCを利用または障害者手帳、ミライロID（P55）を提示することで通行料金が割引されます。

割引を受けるには、事前に福祉課（本庁）又は各支所で登録の申請をし、障害者手帳にシールを貼付される必要があります。

○登録をすると、右のような自動車登録番号及び割引の有効期限を記載したシールが、障害者手帳に貼付されます。

道路 介護	三河〇〇 - △ - □□ 年 月 日まで
----------	--------------------------

又は

道路	三河〇〇 - △ - □□ 年 月 日まで
----	--------------------------

適用道路

各高速道路会社、名古屋市道路公社等の管理する有料道路
（道路整備特別措置法に基づく有料道路）

対象者

身体障害者手帳所持者（第1種：本人及び介護者の運転可、第2種：本人運転のみ有効）
療育手帳所持者（第1種（A判定）の方のみ）
※療育手帳第2種（B,C判定）及び精神障害者手帳所持者は対象外

割引額

通常料金（ETCを利用する場合はETC通常料金）の半額

必要な物

ETCを利用しない場合

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②運転免許証（第2種の身体障害手帳をお持ちの方のみ必要）
- ③車検証（原本、自動車登録する場合は必要）
- ④自動車検査証記録事項または車検証閲覧アプリがインストールされたスマートフォン（③が電子車検証の場合のみ必要）

ETCを利用する場合

（ETCレーンでの割引適用までは3週間ほどかかります）

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②車検証（原本）
- ③自動車検査証記録事項または車検証閲覧アプリがインストールされたスマートフォン（②が電子車検証の場合のみ必要）
- ④運転免許証（第2種の身体障害手帳をお持ちの方のみ必要）

⑤ ETCカード（障害者本人名義のもの。障害者本人が18歳未満の場合は保護者名義のもの）

⑥ ETC車載器セットアップ申込書または証明書
（ETC車載器の管理番号がわかるもの）

⑦ 110円切手
（使用しない場合があります）

そ の 他

- ・ 更新申請は割引有効期限の2か月前から手続きができます。
- ・ 割引有効期限後に更新した場合は、有効になるのは申請日以降です。
- ・ 障害等（身体、知的）の再認定時期（次の判定年月日）が有料道路割引の有効期限になっている場合、割引の更新には再認定後に交付された手帳が必要です。
- ・ それぞれの更新に要する期間に注意して手続きしてください。
- ・ ETC 利用される方はオンライン申請も可能です。

問 合 先

制度について :NEXCO中日本お客さまセンター

電話 0120-922-229（通話無料、24時間係員対応）

申請窓口 :福祉課 障害者福祉担当（本庁）

電話 65-2113

FAX 56-0112

ミライロ ID について

ミライロ ID は、株式会社ミライロが提供する、スマートフォン向けの無料で使用できる（※）障害者手帳アプリです。スマートフォンアプリで障害者手帳をミライロ ID に登録をすると、協力する交通機関や事業者が運営する施設で、手帳の提示の代わりにミライロ ID を使用することができます。

西尾市も協力しており、コミュニティバスや西尾市渡船で使用することができます。

※通信料は個人の契約の内容によります

詳しくは株式会社ミライロの「ミライロ ID」のページをご確認ください <https://mirairo-id.jp/>